

岐阜県公報

目次

岐阜県入札制度運営調査委員会規則	(技術検査課)	一
岐阜県事業評価監視委員会規則	(同)	二
岐阜県入札監視委員会規則	(同)	三
岐阜県自然工法管理士認定審議会規則	(同)	三
岐阜県建設発生土処理対策調査委員会規則	(同)	四

規則

岐阜県入札制度運営調査委員会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十五号

岐阜県入札制度運営調査委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県入札制度運営調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の事項を調査審議する。

一 県が発注する建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関すること。

二 その他県が発注する建設工事等に係る入札制度の透明性及び公正性を確保するために必要な事項に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第五条 委員会の会議は、知事が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の合議によるものとする。

(守秘義務)

第六条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、県土整備部技術検査課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事業評価監視委員会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜県事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県事業評価監視委員会(以下「委員会」といふ。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の事項を調査審議する。

一 県又は市町村が実施する公共事業の評価に関する知事の諮問に応じ、答申するこ

と。

一 前号に掲げるもののほか、県又は市町村が実施する公共事業の評価に関する事項に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員十四人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 県内の公共事業の実情を理解し、かつ、公平な立場にある有識者

三 公募により選定した者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、前条第二項第三号に掲げる者の再任は、原則として一回に限るものとする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、委員会が審議対象事業の現地調査を行う場合は、この限りでない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、県土整備部技術検査課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、

委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に任命される委員（補欠の委員を除く。）の任期は、第四条第一項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

岐阜県入札監視委員会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県入札監視委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）第二条の規定に基づき、岐阜県入札監視委員会（以下「委員会」といふ。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- 一 県が発注する建設工事の入札及び契約手続の運用状況に関する事。
- 二 県が発注する建設工事の入札及び契約の過程の苦情に関する事。
- 三 県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、設計等の業務の入札制度の改善に関する事。
- 四 その他県が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性及び公平性の確保に関する事。

(組織)

第三条 委員会は、委員九人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、県土整備部技術検査課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県自然工法管理士認定審議会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県自然工法管理士認定審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県自然工法管理士認定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次の事項を調査審議する。

- 一 岐阜県自然工法管理士の認定審査に関する知事の諮問に応じ、答申すること。
- 二 岐阜県自然工法管理士の資質の向上及び活用に関する事項に関すること。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、岐阜県自然工法管理士に必要な能力を有する者で、岐阜県自然共生工法研究会会長の推薦のあったものうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、県土整備部技術検査課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に任命される委員(補欠の委員を除く。)の任期は、第四条第一項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

岐阜県建設発生土処理対策調査委員会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県建設発生土処理対策調査委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県建設発生土処理対策調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、県が発注する建設工事(農政部、林政部、県土整備部及び都市建設部の所管に属するものに限る。)において生じる、環境基準を超える有害物質を含む建設発生土の処理等に関する事項を調査審議する。

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員長は委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、県土整備部技術検査課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に任命される委員(補欠の委員を除く。)の任期は、第四条第一項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社